

令和7年度豊中市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業 補助金交付要綱

(通則)

第1条 豊中市における地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業に係る補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和5年9月7日こ成事第481号こども家庭庁長官通知）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、物価上昇の影響を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の実施事業者が安定的かつ継続的に当該事業を提供できるよう支援するため、必要な経費を補助することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援交付金交付要綱に定めるところによるほか、次のとおりとする。

- (1) この要綱において「実施事業者」とは、この補助金の交付申請を行う者（当該事業を実施する法人その他の団体を含む。）をいう。
- (2) この要綱において「事業所」とは、当該事業を実施する拠点（施設を含む。）をいう。
- (3) この要綱において「事業」とは、地域子ども・子育て支援事業の各制度に基づき実施される個別の事業区分をいう。

(交付の対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業は、本市の区域内に所在する事業所が実施する事業であって、子ども・子育て支援交付金交付要綱の地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（延長保育事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費に限る。）、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、産後ケア事業及び乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に限る。）とする。

(交付の対象経費)

第5条 この補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、令和7年（2025年）10月1日から令和8年（2026年）3月31日までに行う事業であって、安定的な事業運営を継続して提供できるような物品の購入等に係る経費とする。

- 2 同一の事業所において複数の事業を実施している場合は、各事業ごとに本補助金の交付申請を行うことができる。
- 3 前項により申請する場合において、各事業に係る対象経費は相互に重複しないよう区分経理しなければならない。

(交付額の算定方法)

第6条 補助金の交付額は、1か所当たり25,000円を上限とし、対象経費の実支出額の範囲内で交付する。

- 2 補助率は10分の10とする。
- 3 交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 4 前条第2項の規定により事業ごとに申請する場合の上限額は、各事業ごとに1か所当たり25,000円とする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 対象経費について、購入する物品等が社会通念上の単価と比較して著しく高額なものであってはならない。
- (2) 対象経費については、この補助金以外の補助金の交付を受けないこと。
- (3) 補助金の交付により取得した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により国が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 市の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (5) 補助金の交付により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式4により速やかに、遅くとも令和9年6月30日までに、市に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(申請手続)

第8条 この補助金の交付の申請は、当該事業が完了した後に、実施事業者は、交付申請書兼事業実績報告書兼請求書（別紙様式1。以下「申請書」という。）に対象経費内訳書（別紙様式2）その他関係書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出して行うものとする。

- 2 市長は、申請書を受領したときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行うものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付決定兼交付確定通知書（別紙様式3）により、この補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとする。

- 2 市長は、交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の取消し)

第10条 市長は、この補助金の交付の決定を受けた実施事業者が、次の各号のいずれかに該

当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該補助事業等以外の用途に使用したとき。
 - (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
 - (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
 - (4) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の請求)

第11条 第9条第1項の規定により交付額の確定があったときは、申請書は当該確定の日請求書としての効力を生じるものとする。市長は、当該確定の日から30日以内にこの補助金の交付を行うものとする。

(申請内容の変更)

- 第12条 前条までの規定にかかわらず、やむを得ない事由により第8条第1項の申請後に申請内容の変更を行う必要が生じたときは、申請を取下げの上、改めて申請を行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定による再申請に基づき、必要に応じて第9条の交付額の確定を変更することができる。

(加算金及び延滞金)

- 第13条 この補助金の交付を受けた者は、第10条の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の定める割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助金の交付を受けた者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 補助金の交付を受けた者は、補助金の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の定める割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 第1項の加算金又は前項の延滞金の額の計算における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(その他)

第14条 特別の事情により第6条、第8条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ市長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年3月23日から施行し、令和7年10月1日から適用する。